

# 令和4年度第6回鹿児島県内水面漁場管理委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時 令和5年3月14日（火）午後1時30分から午後2時2分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県内水面漁場計画の案について（諮問）

#### 【委員会】

- ① 県からの説明後、当該委員会において、委員からの意見及び質問は公聴会終了後に一括して実施することを協議し、決定した。
- ② 公聴会の議長について、福留会長を議長に決定した。

#### 【公聴会】

公聴会出席者なし

#### 【委員会再開】

⇒ 委員会を再開し、継続審議した結果、鹿児島県内水面漁場計画について、原案の通り作成することを適当とする旨答申することを決定した。

令和4年度第6回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和5年3月14日(火)午後1時30分～

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福留 己樹夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	○
漁業者代表	山田 満	○
漁業者代表	下川 智美	○
採捕者等代表	斉藤 千昭	×
採捕者等代表	別府 宏一	×
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 折田 和三	○
学識経験者	吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	○
出席		8
欠席		2
<事務局等>		
職名	氏名	
事務局長（水産振興課資源管理監）	脇田 敏夫	
書記（水産振興課漁業調整係 主査）	上今 達矢	
水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介	

－令和5年3月14日(火)午後1時30分開始－

【開会】

○脇田事務局長

委員の皆様、こんにちは。定刻になりましたので、令和4年度第6回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は、委員10名中8名の出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定めます定足数に達してございますので、本会は成立してございます。

それでは注意事項になりますけれども、発言は挙手の上、議長の了承の上でマイクがお手元に届いてから発言して下さるようお願いいたします。

議長から挨拶と議事進行をお願いいたします。

○福留議長

皆さん、こんにちは。年度末の慌ただしい時期ですけれども、ご出席いただきありがとうございます。県職員の異動発表も17日のようでした、事務局の方も落ち着かないかと思えます。

資料を先にいただいておりますけれども、最後のページを見ていただきますと、漁業権の切替について、ようやく3年目に入っております、峠を越えたのかなと感じます。まだまだ多くの作業が残っているとは思いますが、流れとしてはわかりやすく記載してもらってます。本日の諮問事項で峠を越えるのではないのでしょうか。

考えてみますと、この期間中はずっとコロナの影響を受けてマスクを着けたままの会議が続きました。昨日からやっと兆しが見えてきたというか、前向きなことができるようになったと私も喜んでおります。

本日は、この後に公聴会を控えておりますので、よろしく申し上げます。

【議事録署名者の指名】

○福留議長

議事に入ります前に、議事録署名者について私から指名するという事でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

それでは、今回は下川委員と、それから折田委員に申し上げます。

よろしいでしょうか。

○下川委員及び折田委員

はい。

○福留議長

ありがとうございます。引き続き、議事に入ります。

【議題1:鹿児島県内水面漁場計画の案について（諮問）】

○福留議長

議題1は鹿児島県内水面漁場計画の案についてです。これは大事な諮問事項です。県から説明をお願いします。

○水産振興課（福元水産技師）

はい。水産振興課漁業調整係の福元です。議題1についてご説明いたします。

資料は、事前にお送りいたしました資料1でございます。

まず、資料の修正をお願いいたします。資料のページ番号「内-1」の表の右から2番目の上のほうに「制限又は条件」とありますのは、単に「条件」の誤りでございます。これ以降のページで記載してる部分も同様に修正をお願いいたします。資料内容のご確認をお願いいたします。

表紙をめくって1枚目が諮問文、2枚目が今回作成しようとする漁場計画の概要、3枚目が資料の目次となっており、その次から漁場計画の内容及び連絡図があり、最後に参考として変動一覧及び免許切替に係るスケジュールとなっております。

本題に入る前に、今回お諮りする内容について確認いたします。1番後ろの「参考-2」をご覧ください。

漁場計画の作成に当たっては、令和3年度当初より資料整理を開始し、令和4年5月から順次、各漁協へヒアリング及び現地調査を行いました。

中段にありますように、令和4年10月に、漁場計画の樹立方針を策定後、12月に素案についてパブリックコメントを実施、河川管理者や市町村との公益協議を行い、計画案として知事まで決裁を受けたものを本日お示ししております。

それでは内容についてご説明いたします。諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。表紙をめくっていただいて、諮問文をご覧ください。

—諮問文—

水振第777号  
令和5年2月22日  
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県内水面漁場計画の案について（諮問）

このことについて、別添のとおり作成したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する第64条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○福元水産技師

めくっていただいて、別添をご覧ください。

漁業権に関する事項として、漁場番号、漁業種類、区画漁業権に関しては個別漁業権又は団体漁業権の別、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置、漁場の区域、条件、関係地区を、漁業権ごとに記載しております。

存続期間につきましては、共同漁業権は令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間、区画漁業権は池田湖において、こい及びふなの養殖を1件免許しておりますが、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間となっております。

ページ番号「内-1」からの計画案及び「参考-1」の変動一覧を併せてご覧ください。

まず、広瀬川漁協の第1号でございます。今回、漁業権対象河川として、こちらに記載の角石川、馬流川、丸塚川の3つの河川の追加要望がございました。こちらの河川は、漁業権の区域を「本流及び支流」という記載から、国の指導により支流の河川名を明記することとなった際に、記載から漏れていた河川とのことです。

現地調査及びヒアリングにより、当該河川における組合員の漁業実態があること及び一般の遊漁者に対する周知を徹底することを確認したことから、今回追加することといたします。

続いて、川内川漁協及び川内市内水面漁協の共有である、鶴田ダムより下流の第4号、川内川上流漁協に免許している、鶴田ダムより上流の第6号、及び日当山天降川漁協、松永漁協、手籠川漁協の3漁協の共有である第13号についてでございます。

現在は行使実態がほとんどないということから、フナ及び第6号においてはオイカワを漁業権対象種から除外することとしております。

次に、別府川漁協の第11号及び網掛川漁協の第12号でございます。

こちらは、近年モクズガニの資源量が増えており、行使する組合員がいることや、県外からモクズガニの採捕を目的とした来訪が多く、漁獲圧が高まっていることから、適切に管理するため、モクズガニを漁業権対象種に追加することとしております。

漁業権の免許をするためには、放流などの増殖を行うことが条件となっておりますが、放流用種苗については、現在モクズガニを対象種としている他の漁協の調達先から同様に入手することとされており、増殖計画も支障ないと判断されるため、追加することとしております。

これらの変更点以外は、従前と同じ内容としており、適切かつ有効に活用されているとの判断のもと、漁場計画を作成し切替を行う予定です。

内水面漁場計画の案についての説明は以上ですが、もう一度、最後のページの「参考-2」のスケジュールをご覧ください。

今回回答申を得られましたら、4月ごろを目処に漁場計画の公示及び各漁協への免許申請等の説明会を実施した後、免許申請の受付を行います。

そして、7月から8月に、本委員会に対し免許に係る諮問を行い、9月1日からの新たな漁業権を免許するという流れになりますので、ご承知置きくださいますようお願いいたします。説明は以上です。ご審議の方よろしく願います。

○福留議長

県からの説明が終わりました。

なお、委員の皆様からのご意見やご質問等は、この後の公聴会終了後において一括してお受けするというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

それでは、特になければ、ここで鹿児島県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程第6条に基づきまして、これから行われる公聴会の議長を選任したいと思います。私から指名するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

それでは公聴会の議長も私が務めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○複数の委員

はい。

○福留議長

ここで一時委員会を閉じます。よろしくお願いします。

(暫時休憩)

—令和5年3月14日(火)午後1時50分—

**【公聴会】**

○福留議長

定刻の1時50分になりましたけれども、公聴会の出席を希望される方はおられませんので、これで公聴会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

○複数の委員

はい。

**【委員会再開】**

○福留議長

それでは、ここから委員会を再開いたします。委員の皆様から、ご質問やご意見等はないでしょうか。あればお願いします。

○中村委員

はい。

○福留議長

中村委員お願いします。

○中村委員

中村です。内水面漁場計画の存続期間ですけど、今までも10年間で、今度令和5年から令和15年の10年間なんですよね。昔と変わって、河川の環境も変わってきて、そこに住む魚も非常に段々減少している。そういう中で10年間という期間は、すごく長いんじゃないかというご意見も色々受けているんですけど、そういう面はどうお考えなんでしょうか。

5年の区切りとした方が対処できるんじゃないかと私自身も思うんですけど。以上です。

○福留議長

執行部お願いします。

○福元水産技師

はい。中村委員からご質問いただきました存続期間につきましては、漁業法の中で共同漁業権については10年、一部の区画漁業権については5年と定められておまして、ただし、短い期間を設定することができるというところはあるんですが、それは例えば途中免許をしたときに、その切替の終期を全体と合わせるために、10年より短い期間を免許することができるという規定ですので、基本的には共同漁業権については10年の免許というふうに考えております。

当然、その10年間の免許の中で、河川の状況、火山の噴火という事例もありましたが、そういった事例があれば、随時対応をするということになります。

○福留議長

中村委員よろしいでしょうか。

○中村委員

いいはいいんですけど。天降川の稚あゆ採捕で言えば10年以前は4,000キロ、5,000キロを採捕していたんですけども、新燃岳噴火以降、少ないときは500キロで、我々は釣りの期間をちょっと短くして親あゆを残そうという取組みで、去年、一昨年と若干増えて1,500キロ、去年が2,000キロと増えてはきてるんですけども、そういう努力した中でも漁獲量は昔からすると少なくなってきたから、そういう面を考えると、各組合の自河川放流の割当が昔の非常に量を採捕できた中での割当になっていますので、それが非常に組合経営を難しくしております。そういうところも踏まえて、真剣に考える時期に来てるんじゃないかなと思います。以上です。

○福留議長

ありがとうございます。他に委員の方からご意見ご質問ないでしょうか。

○出水委員

はい。

○福留議長

出水委員お願いします。

○出水委員

それでは先にすいません。本日のこの資料の中にもございますように、それぞれの漁業権の設定されているエリアにつきましては、GPSを利用した緯度経度がそれぞれうたってございます。今、遊漁券の販売なんかでも、ネットを使った登録の方法とか、色

々なものが進んできておりますけれども、「この漁業権エリアから外れました」というものが、それぞれスマートフォンの位置情報と連動して、表示できるようなものにつままして、工夫がないのかということをお伺いしたいと思います。

○福留議長

執行部お願いします。

○福元水産技師

はい。ありがとうございます。

スマートフォンのGPS機能を使って、例えば、今いる場所が漁業権から外れたところだという情報が得られると、そういった仕組みということでしょうか。

○出水委員

はい。

○福元水産技師

ありがとうございます。そこは、そのようなサービスをされている企業があるかと思えますし、この緯度経度情報につまましては、こういうことで計画をしますと県のホームページで公表するものですので、この緯度経度情報については広く知り得る情報ではあるんですが、今おっしゃったGPS機能を活用してそのようなサービスを提供することは現段階で県としては計画がないところです。

遊漁券の電子販売とかそういったところを担っている会社が他県の方ではあるように聞いてますし、本県においても一部そういった話が聞かれるところでもありますので、そのような民間の企業の方で何かできることはあるのかなという気がします。

○福留議長

出水委員よろしいでしょうか。

○出水委員

はい。

○福留議長

わかりました。他に。折田委員お願いします。

○折田委員

はい。今回の事務手続の一連の中でのパブコメがあったわけなんですけど、何か意見が出てきたのか。特に今回の変更に関わるもの、こういったものがあったんでしょうか。

○福元水産技師

はい。ありがとうございます。今、折田委員からパブコメについてのご質問いただきました。

パブコメについては、海区の方の漁場計画と合わせてパブコメを行いまして、内水面に係る部分については、特段の意見はなかったところです。

ちなみに海区の方では、数件ございましたけれども、ほとんどがヒアリングの時に話した内容と記載にずれがあったと、そういった内容でしたので、大きな意見は特になかったところです。

この変更点につつましても、このスケジュールの方にある通り、ヒアリングや現地の測量を行った際に、漁協の方から要望をいただいて、県として適切かつ有効に行使できるということで判断をして計画しております。以上です。



○折田委員

了解しました。ありがとうございます。

○福留議長

他にご意見ご質問等はないでしょうか。私の方からいいですかね。

1ページ目なんですけども、1ページに今回の改正で支流とはいえ3つの河川が追加されているわけですよ。

河川の名称の読み方が難しいんですけど、地方名で読んだりとか素直に漢字で読まなかったりとかで。この3つの河川は、それぞれなんて読めばいいんですかね。

○福元水産技師

はい。ありがとうございます。ふりがながなかったのが恐縮ですが、順番に「かどいし川」2番目が「まながれ川」、最後は「まるつか川」です。ありがとうございます。

○福留議長

ありがとうございます。他に何か修正意見とかないでしょうか。あればお願いします。

特にないようですので、鹿児島県内水面漁場計画案については、原案の通り作成することを適当とする旨答申することとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

では、そのように答申することに決定します。

#### 【その他】

○福留議長

本日の付議事項は以上となりますけれども、委員の皆様から何かありますでしょうか。それでは、事務局から何かないでしょうか。

○脇田事務局長

特にありません。

#### 【閉会】

○福留議長

ないようですので、これで第6回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会します。

議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

○脇田事務局長

本日はどうもありがとうございました。これをもちまして本日の委員会を終了いたします。お戻りの際は、お気をつけてお戻りいただきたいと思います。

ありがとうございました。

—令和5年3月14日（火）午後2時2分閉会—